

令和4年度長野県公立高等学校入学者選抜における
新型コロナウイルス感染症などに係る対応について

令和3年9月13日 決定

令和4年1月18日 改正

高校教育課

1 無症状の濃厚接触者への対応について

(1) 前期選抜

前期選抜に志願した者のうち、次のアの対象者に該当する者は、最終在籍校から志望高等学校へ令和4年2月7日（月）正午までに申請書を提出することにより、前期選抜検査を受けることができる。

ア 対象者

次の(ア)～(ウ)のすべての条件を満たしている無症状の濃厚接触者。

(ア) 令和4年2月7日（月）正午までにPCR検査の結果が陰性であること

(イ) 前期選抜検査当日も無症状であること

(ウ) 公共の交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査場まで移動できること

イ 実施日

令和4年2月8日（火）

ウ 実施方法

検査日程、検査内容等は当該高等学校長が定める。

エ 検査場

志望高等学校とする。

(2) 後期選抜

後期選抜に志願した者のうち、次のアの対象者に該当する者は、最終在籍校から志望高等学校へ令和4年3月8日（火）正午までに申請書を提出することにより、後期選抜学力検査を受けることができる。

ア 対象者

次の(ア)～(ウ)のすべての条件を満たしている無症状の濃厚接触者。

(ア) 令和4年3月8日（火）正午までにPCR検査の結果が陰性であること

(イ) 学力検査当日も無症状であること

(ウ) 公共の交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査場まで移動できること

イ 実施日

令和4年3月9日（水）

ウ 実施方法

検査教科等は学力検査と同一とする。なお、後期選抜の面接または実技検査実施校は、翌日（3月10日（木））に面接または実技検査を実施する。

エ 検査場

県教育委員会が指定する検査場。なお、翌日（3月10日（木））に面接または実技検査を行う場合、翌日の検査場は志望高等学校とする。

2 追検査の実施について

後期選抜に志願した者のうち、次の(1)の対象者に該当する者は、最終在籍校から志望高等学校へ令和4年3月9日（水）正午までに申請書を提出することにより、後期選抜に志願した学校の追検査を受けることができる。

(1) 対象者

ア 新型コロナウイルスに感染した者又は新型コロナウイルスに感染した者の濃厚接触者（濃厚接触者に準ずる者を含む。）として特定されたことにより、3月9日（水）の学力検査を受けることができなかった者。

イ インフルエンザに感染した場合は3月9日（水）の学力検査を受けることを原則とするが、症状が重症化したことにより3月9日（水）の学力検査を受けることができなかった者。

(2) 実施日

令和4年3月23日（水）

(3) 実施方法

検査教科等は学力検査と同一とする。ただし、追検査用の問題を用いる。なお、後期選抜の面接または実技検査実施校は、翌日（3月24日（木））に面接または実技検査を実施する。

(4) 検査場

県教育委員会が指定する検査場。なお、翌日（3月24日（木））に面接または実技検査を行う場合、翌日の検査場は志望高等学校とする。

(5) 選抜方法

令和4年度長野県公立高等学校入学者選抜要綱の後期選抜における入学者の選抜に準じて入学予定者を選抜する。

(6) 入学予定者の発表

令和4年3月25日（金）正午までに発表する。

3 特例再募集について

追検査の受検申請をした者のうち、追検査を受けることができなかった者又は追検査で入学予定者に内定しなかった者は、申請書を提出することにより特例再募集に志願することができる。

(1) 志願校

令和4年3月18日（金）に県が発表する再募集を実施する高等学校に志願することができる。ただし、追検査を受けたが入学予定者に内定しなかった者は、後期選抜で志願した高等学校の課程・学科を志願することはできない。

(2) 志願受付期間

令和4年3月25日（金）から3月29日（火）正午まで

(3) 実施方法

検査日程、検査内容等は当該高等学校長が定める。

(4) 検査場

志望高等学校

(5) 選抜方法

令和4年度長野県公立高等学校入学者選抜要綱の再募集における入学者の選抜に準じて入学予定者を選抜する。

(6) 入学予定者の発表

令和4年3月30日（水）までに発表する。

4 その他

(1) 本対応の実施に係る詳細については別途定め、関係する学校等に通知する。

(2) 感染の状況が日々変化していることから、今後対応が変わる場合には速やかに公表するものとする。